に起こすことができることとされた地方債の額

七年度の減収額及び地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成七年法律第四十一号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成七年度減税補填債」という。）、地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収額及び地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十三号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成八年度減税補填債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「改正前の特例交付金法」という。）第十三条の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度減税補填債」という。）

四十七　臨時財政対策のため平成十五年度から令和四年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

千円

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十八年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定に

に起こすことができることとされた地方債の額

七年度の減収額及び地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成七年法律第四十一号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成七年度減税補填債」という。）、地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収額及び地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十三号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成八年度減税補填債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「改正前の特例交付金法」という。）第十三条の規定により平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十四年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度減税補填債」という。）

四十七　臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

千円

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十四年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度臨時財政対策債」という。）、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度臨時財政対策債」という。）、同項の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下